

中国民法典とその人格権編

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生

目 次

はじめに

I 制定の経緯

- 1 過去の民法典編纂の取組
- 2 習近平政権下の取組

II 民法典及び人格権編の構成

- 1 民法典の構成
- 2 人格権編の構成

III 人格権編の内容

- 1 人格権（一般規定）
- 2 生命権、身体権、健康権
- 3 氏名権、名称権
- 4 肖像権
- 5 名誉権、栄誉権
- 6 プライバシー権
- 7 個人情報保護

おわりに

翻訳：中華人民共和国民法典 人格権関連規定

キーワード：民法典、人格権、生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、
プライバシー権、個人情報保護、人権、臓器提供、セクシャルハラスメント

要 旨

2020年5月28日、中華人民共和国民法典が公布され、2021年1月1日に施行される。民法典編纂は建国以来何度か試みられたが、習近平政権下で改めて編纂が進められた。まず2017年に民法総則が制定され、その後各論に当たる物権編・契約編・人格権編・婚姻家庭編・相続編・権利侵害責任編が編纂され、最終的にこれらが統合されて民法典が完成した。各編は基本的に現行法の内容を改正したものであるのに対し、人格権編は新たに起草し制定したもので、生命の尊厳を明記し、生命倫理、セクシャルハラスメント、プライバシー等に関する規定を設けており、同法典の特色の一つとされる。

本稿では民法典の人格権編を中心に紹介し、併せてその全訳を付す。

はじめに

2020年5月28日、全国人民代表大会（以下「全人代」）第13期第3回会議において、中華人民共和国で「法典」の名称を持つ初の法律「中華人民共和国民法典」が制定された。同法典は、2021年1月1日に施行される⁽¹⁾。本稿では民法典編纂によって新たに規定された人格権編を中心に紹介し、併せて同編及びその関連規定の全訳を付す。

I 制定の経緯

1 過去の民法典編纂の取組

中華人民共和国建国前の1949年2月、中国国民党との内戦で優位に立った中国共産党は、中華民国の法体系を否定し継承しないことを決定した⁽²⁾。建国後には、婚姻法（1950年）が制定され、続いて民法典の編纂が何度か試みられたが、いずれも制定には至らなかった。第1回（1954～1956年）は反右派闘争、第2回（1962～1964年）は文化大革命の影響により、編纂は中止された。第3回（1979～1982年）は改革開放が始まったばかりで条件が整わず、整った法律から順次制定する方針に基づき、その後相続法（1985年）、民法通則（1986年）⁽³⁾等が個別に制定された。第4回（1998～2002年）⁽⁴⁾は、2001年に全人代常務委員会で民法草案を起草し、2002年12月に審議がなされたが、結局は個別に各法を制定することになった。この後、物権法（2007年）、権利侵害責任法（不法行為法に相当。2009年）等が制定された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年8月28日である。

(1) 「中華人民共和国民法典」2020.6.1. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/2020-06/01/c_1126061072.htm>

(2) 高見澤磨ほか『現代中国法入門 第8版』有斐閣、2019、p.2.

(3) 「中華人民共和国民法通則」（2009年8月27日改正・施行）法律法規数据库 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=396133&Query=>>

(4) 第4回の期間には諸説あり、2001年から開始とみる説や、2020年の制定まで連続しているとみる説等もある。本稿では、李昊（李憲訳）「中国民法典の編纂と論争」『総合政策論叢』38号、2019.10、p.96によった。

2 習近平政権下の取組

(1) 民法総則の制定

2014年10月、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（4中全会）に提出され、採択された「法に基づく国家統治を全面的に推進することの若干の重要問題に関する中国共産党中央委員会の決定」に民法典の編纂が盛り込まれた⁽⁵⁾。また、その編纂に当たっては、2段階に分けて進める、すなわち民法典の総則編として民法総則を先に制定し、その後に各編を編纂し、全人代常務委員会での審議を経た後にそれらを一つに統合して完成させるという方針が決められた。この方針の下、2015年3月、全人代常務委員会の法制工作委員会で検討グループが組織され、1986年制定の民法通則を基に民法総則の編纂事業が始まり、2017年3月に民法総則（全204か条）が制定された⁽⁶⁾。

(2) 民法各編の制定

2017年10月の中国共産党第19回党大会の習近平総書記の報告⁽⁷⁾において、人身権・財産権に加え、人格権の保護が盛り込まれた。人格権とは、特定的人格利益に対し民事主体⁽⁸⁾が有する権利であり、中国では親権等の身分権と共に人身権を構成する⁽⁹⁾。民法典において人格権に関する規定を独立した一編として設けるか否かについてはかねてから議論があった。反対意見には、人格権を独立させる必然性は乏しく、権利侵害責任編を修正すれば十分である⁽¹⁰⁾、人権でもある人格権は民法各分編での規定には適さず、人権の過度の強調は市民による武装自衛やデモを正当化しかねず、体制の安定に有害である⁽¹¹⁾等があり、推進する意見には、学界や司法において蓄積されてきた成果を十分反映し、現代社会に必要な新しい権利内容を盛り込むには、独立した編であるべき⁽¹²⁾等があった。民法総則制定時は、人格権編の独立は決まっていなかったが、第19回党大会の後、独立した人格権編を設けることが全人代において決定された。

物権・契約・人格権・婚姻家庭・相続・権利侵害責任の6編からなる草案が作成され、2018年8月、各分編の草案が全人代常務委員会に提出されて審議が行われ、さらに修正がなされた。2019年12月、総則編と各分編を統合した民法典草案の審議が全人代常務委員会で行われ、翌2020年の全人代会議の審議に付されることとなった⁽¹³⁾。

(5) 「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」2014.10.28. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2014-10/28/content_2771714.htm> 「法に基づく国家統治」は、岡村志嘉子「中国における立法法の改正」『外国の立法』No.265, 2015.9, p.118. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9494206_po_02650005.pdf?contentNo=1> を参照。

(6) 「中华人民共和国民法总则」（2017年3月15日公布、同10月1日施行）中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-03/15/content_2018907.htm>

(7) 「习近平：决胜全面建成小康社会 夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利——在中国共产党第十九次全国代表大会上的报告」2017.10.27. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhuanti/2017-10/27/content_5234876.htm>

(8) 民事上の法律関係において権利と義務を有する当事者をいう。

(9) 高見澤ほか 前掲注(2), p.201. なお、党大会報告で人身権に含まれる人格権が人身権と並列されたのは、人格権を特に強調するためと解釈する説がある。杨立新「以十九大精神统一编纂民法典的人格权立法思想」『盛京法律评论』2017年2期, 2017.12, p3.

(10) 孫憲忠（小田美佐子訳）「中国民法典各則の構想」『静岡法務雑誌』11号, 2019.8, pp.375-378.

(11) 梁慧星「中国民法典中不能设置人格权编」『中州学刊』2016年2期, 2016.2, pp.48-54. 人格権を強調する民法典を持つウクライナで、2004年に民主化運動を契機に政権が崩壊した例（オレンジ革命）を挙げている。

(12) 王利明「论人格权独立成编的理由」『法学评论』2017年6期, 2017.11, pp.1-11.

(13) 本章は別途注釈を付した箇所を除き、「关于《中华人民共和国民法典（草案）》的说明」2020.5.22. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2020-05/22/c_1126021017.htm>）によって記述した。

Ⅱ 民法典及び人格権編の構成

1 民法典の構成

民法典は全8編1260か条から成り、中国の現行法規中で最多の条文数である。構成は次のとおりである。第1編：総則（第1条～第204条）、第2編：物権（第205条～第462条）、第3編：契約（第463条～第988条）、第4編：人格権（第989条～第1039条）、第5編：婚姻家庭（第1040条～1118条）、第6編：相続（第1119条～第1163条）、第7編：権利侵害責任（第1164条～第1258条）、第8編：附則（第1259条～第1260条）。

このうち、人格権以外の各編は既存の法律をベースに条文を追加し、一部修正したものである（表1参照）のに対し、人格権編は民法通則の規定や司法解釈等を一部取り込みつつも新たな1編として形成されている。この独立した人格権編が、民法典の特色の一つとされる⁽¹⁴⁾。

なお、附則第1260条は、2021年1月の民法典の施行と同時に、婚姻法⁽¹⁵⁾・相続法⁽¹⁶⁾・民法通則・養子縁組法⁽¹⁷⁾・担保法⁽¹⁸⁾・契約法⁽¹⁹⁾・物権法⁽²⁰⁾・権利侵害責任法⁽²¹⁾・民法総則の廃止を定める。

表1 民法典と2019年時点の個別各法との対応関係

対応する主な法律（2019年）	民法典（2020年）		
民法総則（2017年3月15日公布、同10月1日施行）	第1編	総則	全10章204か条
物権法（2007年3月16日公布、同10月1日施行）	第2編	物権	全20章258か条
契約法（1999年3月15日公布、同10月1日施行） 担保法（1995年6月30日公布、同10月1日施行）	第3編	契約	全29章526か条
—	第4編	人格権	全6章51か条
婚姻法（2001年4月28日改正・施行） 養子縁組法（1998年11月4日改正、1999年4月1日施行）	第5編	婚姻家庭	全5章79か条
相続法（1985年4月10日公布、1985年10月1日施行）	第6編	相続	全4章45か条
権利侵害責任法（2009年12月26日公布、2010年7月1日施行）	第7編	権利侵害責任	全10章95か条
—	第8編	附則	全2か条

（出典）筆者作成。

2 人格権編の構成

民法典第4編の人格権編は全6章51か条から成り、構成は次のとおりである。第1章：一般規定（第989条～第1001条）、第2章：生命権、身体権及び健康権（第1002条～第1011条）、第3章：氏名権及び名称権（第1012条～第1017条）、第4章：肖像権（第1018条～第1023条）、第5章：名誉権及び栄誉権（第1024条～第1031条）、第6章：プライバシー権及び個人情報

(14) 「推动民法典相关司法解释清理修订」2020.7.28. 法制网 <http://www.legaldaily.com.cn/rdlf/content/2020-07/28/content_8259790.htm>

(15) 「中华人民共和国婚姻法」中国法院网 <<https://www.chinacourt.org/law/detail/2001/04/id/40266.shtml>>

(16) 「中华人民共和国继承法」法律法规数据库 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=333386&Query=>>

(17) 「中华人民共和国收养法」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=332873&Query=>>

(18) 「中华人民共和国担保法」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=332742&Query=>>

(19) 「中华人民共和国合同法」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=332816&Query=>>

(20) 「中华人民共和国物权法」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=332972&Query=>>

(21) 「中华人民共和国侵权责任法」中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c12488/200912/2a632e056df44478a4637e161af76ec9.shtml>>

保護（第 1032 条～第 1039 条）。

これらの権利の多くは、1986 年に制定された民事基本法である民法通則において、文化大革命時の人権侵害に対する反省の下に人身権として法律上初めて規定された。2017 年、民法通則に代わり、民法典の総則部分とすべく先に制定された民法総則では、司法解釈や権利侵害責任法（2009 年）にある身体権・プライバシー権を加え、民事的権利として規定された。しかし、民法総則の民事的権利は権利名のみで、個人情報保護を除き、具体的な内容は規定されなかった。2020 年の民法典では、民法総則の内容が概ねそのまま総則編に継承されると共に、人格権編において、これらの権利が人格権として法律上初めて明記され、さらに、第 1002 条以降で各権利の内容が規定され、幾つかの規定が追加された（表 2 参照）。

表 2 人格権に含まれる民事的権利に関する従来の法律と民法典との対応関係

	民法通則（1986） 第 5 章第 4 節「人身権」	権利侵害責任法（2009） 第 1 章「一般規定」	民法総則（2017） 第 5 章「民事的権利」	民法典 人格権編
生命権	第 98 条 公民は生命健康権を享有する。	第 2 条 民事的権利利益を侵害した場合は、この法律に従い権利侵害責任を負わなければならない。 この法律にいう民事的権利利益とは、生命権、健康権、氏名権、名誉権、荣誉権、肖像権、プライバシー権（略）を含む。	第 109 条 自然人の人身の自由及び人格の尊厳は、法律の保護を受ける。 第 110 条 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する。 法人又は非法人の組織は、名称権、名誉権、荣誉権等の権利を享有する。	第 2 章 第 1002 条 ほか
身体権	—			第 2 章 第 1003 条 ほか
健康権	第 98 条 公民は生命健康権を享有する。			第 2 章 第 1004 条 ほか
氏名権	第 99 条 公民は氏名権を享有し、自己の氏名を決定し、使用し、及び規定により変更する権利を享有し、他人が干渉し、盗用し、又は詐称することを禁ずる。			第 3 章 第 1012 条 ほか
名称権	第 99 条 法人、個人商工業者又は個人組合は、名称権を享有する。企業法人、個人商工業者及び個人組合は自己の名称を使用し、又は法に従い譲渡する権利を有する。			第 3 章 第 1013 条 ほか
肖像権	第 100 条 公民は肖像権を享有する。本人の同意を得ることなく、営利を目的として公民の肖像を使用してはならない。			第 4 章 第 1018 条 ～ 第 1023 条 ほか
名誉権	第 101 条 公民又は法人は、名誉権を享有し、公民の人格の尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗等により公民又は法人の名誉を損なうことを禁ずる。			第 5 章 第 1024 条 ～ 第 1030 条
荣誉権	第 102 条 公民又は法人は、荣誉権を享有し、公民又は法人の荣誉称号を不法に剥奪することを禁ずる。			第 5 章 第 1031 条
プライバシー権	—			第 6 章 第 1032 条 及び 第 1033 条 ほか

個人情報 の保護	—	—	第 111 条 自然人の個人情報、法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他者の個人情報を取得する必要があるものは、法に従い取得し、かつ、情報の安全を確保しなければならない。他者の個人情報を不法に収集し、使用し、加工し、又は送信してはならず、他者の個人情報を不法に売買し、提供し、又は公開してはならない。	第 6 章 第 1034 条 ～ 第 1039 条
-------------	---	---	---	------------------------------------

(注) 条文の翻訳に当たり、中国研究所編著『中国基本法令集』日本評論社、1988;『中国経済六法 2020 年版』日本国際貿易促進協会、2020 を参照した。
 (出典) 著者作成。

Ⅲ 人格権編の内容

1 人格権 (一般規定)

(1) 概念・定義

民法典第 990 条第 1 項において、人格権は「民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権等の権利」と規定される。

同条第 2 項は「前項に規定する人格権のほか、自然人は人身の自由及び人格の尊厳に基づいて生じるその他の人格的権利利益を享有する」と規定する。これは民法総則第 109 条 (表 2 参照)、中華人民共和国憲法 (以下「憲法」) の人身の自由 (第 37 条) 及び人格の尊厳 (第 38 条) の規定⁽²²⁾ に対応する (表 3 参照)。

表 3 中華人民共和国憲法中の人格権関連条文 (第 2 章 公民の基本的権利及び義務)

見出し (条番号)	条文
人身の自由 (第 37 条)	中華人民共和国公民の人身の自由は侵されない。いかなる公民も、人民検察院の承認若しくは決定、又は人民法院の決定を経て公安機関が執行する場合を除いては逮捕されない。不法拘禁その他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪し、又は制限することを禁じ、公民の身体を不法に検査することを禁ずる。
人格の尊厳 (第 38 条)	中華人民共和国公民の人格の尊厳は侵されない。いかなる方法によっても公民を侮辱し、誹謗し、又はぶ告し陥れることを禁ずる。
住居の不可侵 (第 39 条)	中華人民共和国公民の住居は侵されない。公民の住居を不法に搜索し、又は侵入することを禁ずる。
通信の自由 (第 40 条)	中華人民共和国公民の通信の自由及び通信の秘密は、法律の保護を受ける。国の安全又は刑事犯罪捜査の必要により、公安機関又は検察機関が法律の定める手続によって通信の検査を行う場合を除き、いかなる組織又は個人も、その理由を問わず、公民の通信の自由及び通信の秘密を侵してはならない。

(注) 条文の翻訳に当たっては、中国研究所編著『中国基本法令集』日本評論社、1988;『中国経済六法 2020 年版』日本国際貿易促進協会、2020 を参照した。原文には見出しはなく、『中国経済六法 2020 年版』による。
 (出典) 筆者作成。

(22) 「中华人民共和国宪法」(2018 年 3 月 11 日改正・施行) 中国政府网 <http://www.gov.cn/guoqing/2018-03/22/content_5276318.htm>

(2) 権利保護

民事主体の人格権は法律の保護を受け、いかなる組織又は個人も侵害してはならないこと（第 991 条）、放棄、譲渡、相続できないこと（第 992 条）、氏名・肖像等の他者による使用を許可できること（第 993 条）を定める。

(3) 請求できる民事責任

死者の人格権が侵害された場合、配偶者・子等の親族が民事責任を問えること（第 994 条）、民事責任のうち名誉回復、謝罪等の請求権は、訴訟の時効が適用されないこと（第 995 条）、加害者がある履行を拒否した場合、人民法院が強制執行できること（第 1000 条）、違約行為により精神的損害を受けた場合、財産的賠償請求と精神的賠償請求をそれぞれ行えること（第 996 条）、人格権侵害がなされる前に予備的差止請求ができる条件（第 997 条）等を定める。

(4) 権利制限

生命権・身体権・健康権以外の権利の侵害に対する民事責任認定条件（第 998 条）、報道等の公共の利益を目的とした肖像・個人情報等の合理的使用（第 999 条）等を定める。

2 生命権、身体権、健康権

(1) 概念・定義

(i) 生命権

民法通則第 98 条では「生命健康権」が規定され、2001 年の「民事的権利侵害による精神的損害賠償責任確定の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」において生命権が単独で記述された⁽²³⁾。権利侵害責任法（2009 年）及び民法総則（2017 年）もこれを踏襲した。ただし、民法総則以前の規定では生命権の内容は説明されなかったのに対し、民法典人格権編では、生命権は生命の安全及び生命の尊厳の保護を内実とすることが示された（第 1002 条）。

生命の安全の保護は、自己の生命が他者により不法に奪われることを防ぐ権利であり、正当防衛と緊急避難等が主な手段であると解される。生命の尊厳の保護は、人格の尊厳の重要な部分であり、死の尊厳に基づく生前の遺言、ターミナルケア等の手段を含むものと解される⁽²⁴⁾。

(ii) 身体権

民法通則第 98 条の規定する「生命健康権」に身体権が含まれるか否かは、学界での議論があったが、2001 年の最高人民法院の解釈において身体権の概念が初めて明記され⁽²⁵⁾、民法総則第 110 条では生命権に次ぐ第 2 の権利として規定された。これらの規定では身体権の具体的な内容はなかったのに対し、民法典人格権編では第 1003 条において、身体権は身体の完全性と行動の自由の保護を内容とすることが明記された。

(iii) 健康権

民法通則第 98 条の「生命健康権」及び民法総則第 110 条の「健康権」はいずれも権利名のみ記述であったのに対し、民法典第 1004 条では、精神を含めた心身の健康が法律による保護の対象となることが明記された。

(23) 「最高人民法院关于确定民事侵权精神损害赔偿责任若干问题的解释」中国法院网 <<https://www.chinacourt.org/law/detail/2001/02/id/39837.shtml>>

(24) 楊立新「从生命健康权到生命权、身体权、健康权——《民法典》对物质性人格权规定的规范创新」『扬州大学学报·人文社会科学版』24(3), 2020.5, pp.26-30.

(25) 同上, p.27.

(2) 法定救助義務

生命権・身体権・健康権が侵害を受けた時には、法で定められた救助の義務を有する組織・個人が救助を行うこと（第 1005 条）を定める。

(3) 臓器提供・臨床試験

人体の臓器等の提供に関して、2007 年制定の人体器官移植条例⁽²⁶⁾の規定を継承し、民事行為能力を持つ者が自ら決定できること、書面による意思表示が必要であること、当事者が身体提供を望まない意思を生前示していない場合にはその死亡後に親族等が提供を決定できること（第 1006 条）、一切の身体売買の禁止（第 1007 条）を定める。

科学目的の臨床試験に関して、被験者等に対して実験目的・リスク等を説明し、書面でインフォームドコンセントを得ること（第 1008 条）、ヒト遺伝子や胚等に関する研究に際しては倫理道徳と公共の利益を遵守すること（第 1009 条）を定める。

(4) セクシャルハラスメント・行動の自由

セクシャルハラスメント（以下「セクハラ」）に関しては、婦女權益保障法⁽²⁷⁾第 40 条で女性に対するセクハラを禁止しているが、それ以上の説明はなかった。民法典人格権編では、男女問わず当事者の意思に反した、言語・文字・画像等の手段による行為をセクハラに含め、これらに対し民事責任を追及できること、企業・学校等の組織は予防・調査等の措置を講じ、セクハラを防止する義務を負うこと（第 1010 条）を定める。

また、不法な拘禁等により行動の自由が侵害された場合、民事責任を問う権利が認められている（第 1011 条）⁽²⁸⁾。

3 氏名権、名称権

(1) 概念・定義

自然人の氏名権は、公序良俗に反しない範囲で、「自己の氏名を法に従い決定し、使用し、変更し、又は他者が使用することを許可する権利」と規定される（第 1012 条）。また、法人等組織の名称権は、法により自己の名称を決定し、使用し、変更し、譲渡し、又は他者による使用を許可する権利と規定する（第 1013 条）。これらは民法通則第 99 条の規定をほぼ踏襲しているが、他者による名称使用の許可（パブリシティ権）は民法典で新たに追加されたものである。

(2) 権利保護

民法通則第 99 条と同様の氏名権・名称権に対する干渉・盗用・詐称等による侵害の禁止（第 1014 条）のほか、姓の選択ができる例外的な場合（第 1015 条）、知名度の高い芸能人の芸名等の、本来の氏名や名称以外の呼び名についても、他者が勝手に使用する等により社会的影響が生じかねない場合には、氏名権や名称権と同様に保護すること（第 1017 条）を定める。

(26) 「人体器官移植条例」（2007 年 3 月 31 日改正、同 5 月 1 日施行）法律法規データベース <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=334031&Query=>>>

(27) 「中华人民共和国妇女权益保障法」（2018 年 10 月 26 日改正・施行）中国人大網 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c12435/201811/d28b0dc10bea4beaab8b3a6d956e07be.shtml>>

(28) なお、セクハラ拒否は性の自己決定権に属し、セクハラの方法は身体接触に限定されない。また、行動の自由は民法典第 1003 条で身体権に位置付けられているが、本来は身体権とは無関係である。どちらも身体権に含めるべき内容ではなく、便宜的に身体権の項目に置かれたものと解する説がある。楊 前掲注 (24), pp.31-32.

4 肖像権

(1) 概念・定義

民法通則第100条では肖像権は、本人の承諾を得ず利益のために肖像を使用されない権利と規定されるのに対し、民法典第1018条第1項において、「自己の肖像を法に従い制作し、使用し、公開し、又は他者が使用することを許可する権利」と規定として営利性の要件を削除し、さらに同第2項では肖像の定義を、特定の人を識別できるイメージと規定する。

(2) 権利保護

醜悪化・汚損又は情報技術手段を用いた偽造等の方法による肖像権の侵害、肖像権者の同意のない形での肖像作成・利用・公開を禁止し、肖像作品の権利者であっても、肖像権者の同意なく、発表・貸出し・展示等の方法で肖像を使用又は公開することを禁止する（第1019条）。

(3) 権利制限

肖像権者の同意を要しない場合として、個人の学習等のために、肖像権者が既に公開した肖像を使用すること、新聞報道で使用する、公共の場所を放映する等の目的で肖像が不可避免的に映り込むこと（第1020条）等を定める。

(4) 肖像の使用許可契約

紛争が生じた場合は肖像権者に有利な解釈を行い（第1021条）、使用許可期限が明確でない、又は肖像権者に正当な理由がある場合には、契約解除できる（第1022条）とする。

(5) 氏名の使用許可、肉声の保護

自然人の氏名の使用許可、自然人の肉声の保護は、肖像権の関係規定を参照して適用すること（第1023条）を定める。

5 名誉権、栄誉権

(1) 名誉権の概念・定義

民法通則第101条の規定を踏襲し、民法典第1024条第1項では「いかなる組織又は個人も、侮辱、誹謗等の方法によって他者の名誉権を侵害してはならない」とする。同条第2項ではさらに名誉の定義を明示している。

(2) 権利制限

新聞報道等の公共の利益を目的とする行為によって名誉に影響があった場合、民事責任は問われない。ただし、事実の歪曲、侮蔑的な言辞があった場合や、事実と大きく異なる内容に対し合理的な事実確認を尽くさなかった場合等を除く（第1025条）。その事実確認の妥当性を判断する基準として、情報源の信頼性、事態の予測可能性、事実確認能力等を示す（第1026条）。

(3) 回復請求

文学芸術作品で実在の人物等を侮辱・誹謗した場合（第1027条）、メディアやインターネット等による不正確な報道による侵害に対し訂正、削除等を求める権利（第1028条）を定める。

(4) 信用に対する権利

厳密には名誉権に含まれるものではないが、民事主体が自らに対する信用評価を調査し、それが不当である場合に訂正、削除等を請求する権利を定め、信用評価者側には速やかに検証を行い、必要な措置を採る義務を定める（第1029条）。このほか、民事主体と信用調査機関の情報処理者との関係は人格権編の個人情報保護の規定等によること（第1030条）を定める。

(5) 栄誉権の概念・定義

民法通則第 102 条の規定と同様に、組織又は個人に対し、その貢献や功績によって称号等の榮譽⁽²⁹⁾を受ける榮譽権を認め、他者の榮譽を不法に剥奪することを禁ずる。民法典ではさらに、榮譽の不記載、誤りがあった場合の訂正を請求する権利が追加されている（第 1031 条）。

なお、榮譽は人格利益でなく、榮譽権を人格権に含めるべきでないとする説がある⁽³⁰⁾。

6 プライバシー権

(1) 概念・定義

プライバシー権は民法通則には見られず、2009 年制定の権利侵害責任法第 2 条で初めて法律中に権利名として列記されたが、その内容についての説明はなかった。これに対し、民法典第 1032 条第 1 項では、「いかなる組織又は個人も、ストーキング、侵入、漏えい、公開等の方法によって他者のプライバシー権を侵害してはならない」と規定される。

同第 2 項では、プライバシーは「私生活の安寧及び他者に知られたくないプライベートな空間、活動及び情報」と定義され、私生活の安寧が法律上初めて明記された。プライベートな空間は、学説によれば、個人の日記やバーチャルな電子空間も含まれると解されている⁽³¹⁾。

(2) 侵害行為

電話、電子メール、各種 SNS ツール、チラシ等による他者の私生活の安寧の妨害のほか、他者の住宅等のプライベートな空間への侵入・撮影等、プライベートな活動に対する撮影・盗聴・公開等、他者のプライベートな身体部位に対する撮影・のぞき見、プライベート情報に対する処理等が禁止される（第 1033 条）。

個人の住居については、憲法第 39 条において公民の住居に対する侵入禁止が規定されている（表 3 参照）が、民法典ではプライベートな空間の対象を自宅だけでなくホテルの部屋まで拡大し、さらに、侵入だけでなく撮影、のぞき見をも禁止行為に含めている点が異なる。

7 個人情報保護

(1) 概念・定義

民法総則第 111 条は、「自然人の個人情報は、法律の保護を受ける」として、個人情報の取得は法に基づき安全性を確保すべきこと、不法な収集、使用、加工、送信、売買、提供、公開を禁ずることを定めている（表 2 参照）。民法典第 1034 条第 2 項ではさらに個人情報を定義して、「電子又はその他の方法で記録された、単独又はその他の情報と結びついて特定自然人を識別することができる各種の情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、生体識別情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、位置情報等を含む」ものと規定する。これはネットワーク安全法⁽³²⁾第 76 条にもほぼ同様の規定があるが、電子メールアドレス、健康情報、位置情報は、民法典で新たに追加されたものである。

(2) 個人情報処理の条件

(29) 国、軍、地方政府等が榮譽称号を授与するほか、国のため犠牲になった「英雄烈士」の名誉や榮譽を保護することが民法典第 185 条及び英雄烈士保護法等で規定される。岡村志嘉子「中国の英雄烈士保護法」『外国の立法』No.279, 2019.3, pp.97-110. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11249611_po_02790004.pdf?contentNo=1> を参照。

(30) 刘凯湘「民法典人格权编几个重要理论问题评析」『中外法学』32(4), 2020.6, pp.31-33.

(31) 王春晖・程乐「解读民法典“隐私权和个人信息保护”」『南京邮电大学学报—社会科学版—』22(3), 2020.6, p.3.

(32) 「中华人民共和国网络安全法」（2016 年 11 月 7 日制定、2017 年 6 月 1 日施行）法律法規数据库 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=394858&Query=>>

「処理」とは、収集、保存、使用、加工、送信、公開等を含む行為であると定義した上で、個人情報の処理に当たっては、合法・正当・必要の原則を満たし、当該自然人等の同意の上、情報処理の原則を公開し、その目的、方法、範囲を明示し、法律・法規等に違反しないこと等の条件を満たさなければならない（第 1035 条）とする。

(3) 個人情報処理の免責事由

情報処理者が民事責任を負わない場合として、当該自然人等が①同意した範囲内で合理的に行われた場合、②自ら又は他者により合法的に公開された情報を合理的に処理する場合（当該自然人等が明確に拒否する又は処理により重大な利益侵害になる場合を除く）、③公共の利益又は当該自然人等の合法的利益のために合理的に行われた場合を挙げている（第 1036 条）。

(4) 個人情報主体による修正・削除の権利

ネットワーク安全法第 43 条では、法に違反して個人情報が収集されたことを発見した場合は削除を、収集された個人情報に誤りがあることを発見した場合は訂正を要求できる。民法典の規定では、情報処理者に対し訂正、削除等の請求権を持つことに加え、その前段階として、情報処理者が処理する個人情報を調査し、又は複製する権利も認める（第 1037 条）。

(5) 情報処理者の義務

情報処理者に対し、収集又は保存した個人情報を漏えい又は改ざんしたり、当該自然人の同意なく他者に提供したりすることを禁ずる（ただし、個人情報を識別できないように加工した情報を除く）。それと共に、技術的措置等による漏えい等の防止、発生した場合の救済措置、当該自然人への告知及び主管部門への報告等の義務を課している（第 1038 条）。

(6) 政府機関等人員の秘密保持

国の機関、行政機能を担う機関及びその作業従事者が、職務遂行の過程で知った自然人のプライバシーや個人情報を漏えいし、又は他者に不法に提供することを禁ずる（第 1039 条）。

おわりに

民法典制定の翌日、習近平総書記は党幹部を集めた学習会において、民法典は中国の法律体系において重要な位置づけを持つ基本的法律であり、中国の人権向上のための事業の発展等にとって大きな意義があると述べるとともに、その意義を積極的に国民に宣伝し、関係する民事法令の制定を強化し、民法典の規定と合わない規定を速やかに改正又は廃止すること等を指示した⁽³³⁾。人格権に関連する法律としては、個人情報保護法の制定作業が現在進められている⁽³⁴⁾。

人格権は中国の認める人権に含まれる⁽³⁵⁾のものであり、習近平政権が位置付ける中国の人権事業発展の成果には、民法典による私権保障の強化、とりわけ人格権編において人格権を正式に規定して、内容を充実させたことが含まれるものと考えられる。

(ゆの もとお)

(33) 习近平「充分认识颁布实施民法典重大意义 依法更好保障人民合法权益」2020.6.15. 求是网 <http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-06/15/c_1126112148.htm>

(34) 「关于《中华人民共和国民法典（草案）》的说明」前揭注(13)

(35) 中国における人権は、生存権と発展権を重視し、個人的人権と共に集団的人権を設定する。このため、貧困脱却等の民生向上全般が人権事業の成果として取り上げられる。その一方、人格権も人権を構成する個別の権利として位置付けられている。「(新中国人权事业发展 70 年白皮书) 为人民谋幸福 : 新中国人权事业发展 70 年」2019.9.22. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2019-09/22/c_1125025006.htm>

中華人民共和國民法典 [人格権関連規定]

(2020年5月28日第13期全国人民代表大会第3回大会において制定)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生訳

【目次】 (太字は訳出した部分)

第1編 総則

- 第1章 基本規定 (略)
- 第2章 自然人 (略)
- 第3章 法人 (略)
- 第4章 非法人組織 (略)
- 第5章 **民事的権利 (抄) (第109条～第132条)**
- 第6章 民事法律行為 (略)
- 第7章 代理 (略)
- 第8章 民事責任 (略)
- 第9章 訴訟の時効 (略)
- 第10章 期間計算

第2編 物権 (略)

第3編 契約 (略)

第4編 人格権

- 第1章 一般規定 (第989条～第1001条)
- 第2章 生命権、身体権及び健康権 (第1002条～第1011条)
- 第3章 氏名権及び名称権 (第1012条～第1017条)
- 第4章 肖像権 (第1018条～第1023条)
- 第5章 名誉権及び榮譽権 (第1024条～第1031条)
- 第6章 プライバシー権及び個人情報保護 (第1032条～第1039条)

第5編 婚姻家庭 (略)

第6編 相続 (略)

第7編 権利侵害責任 (略)

附則 (略)

第1編 総則

* この翻訳は、「中華人民共和國民法典」(2020年5月28日公布、2021年1月1日施行) 2020.6.1. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/2020-06/01/c_1126061072.htm> の第1編「総則(总则)」の人格権関連規定及び第4編「人格権(人格权)」を訳出したものである。訳文中〔〕内の語句は、訳者が補ったものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年8月28日である。

第5章 民事的権利（抄）

第109条

自然人の人身の自由及び人格の尊厳は、法律の保護を受ける。

第110条

自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する。

法人又は非法人の組織は、名称権、名誉権及び栄誉権⁽¹⁾を享有する。

第111条

自然人の個人情報、法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他者の個人情報を取得する必要があるものは、法に従い取得し、かつ、情報の安全を確保しなければならない、他者の個人情報を不法に収集し、使用し、加工し、又は送信してはならず、他者の個人情報を不法に売買し、提供し、又は公開してはならない。

第112条～第132条（略）

第4編 人格権

第1章 一般規定

第989条

この編⁽²⁾は、人格権の享有及び保護により生じる民事関係を調整する。

第990条

人格権とは、民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権等の権利である。

前項に規定する人格権のほか、自然人は人身の自由及び人格の尊厳に基づいて生じるその他の人格的権利利益を享有する。

第991条

民事主体の人格権は法律の保護を受け、いかなる組織又は個人も侵害してはならない。

第992条

人格権は、放棄し、譲渡し、又は相続してはならない。

第993条

民事主体は、自己の氏名、名称、肖像等を他人が使用することを許可することができるが、法律の規定によって、又はその性質に基づき許可してはならないものはこの限りでない。

(1) 民法総則（2017年）（中国語題名「中华人民共和国民法总则」）（2017年3月15日公布、同10月1日施行）中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-03/15/content_2018907.htm>）では「名称権、名誉権、栄誉権等の権利」とする。『中国経済六法 2020年版』日本国際貿易促進協会、2020、p.351。

(2) この編の訳出に際して、王晨訳「中華人民共和國民法典各分編（草案）第三編 人格権」『法学雑誌』65巻1・2号、2019.7、pp.82-91等を参照した。ただし、王氏が訳出したのは草案段階の条文であり、成立条文とは細かな文言、条文数、排列等において異同がある。

第 994 条

死者の氏名、肖像、名誉、荣誉、プライバシー、遺体等が侵害を受けたときは、その配偶者、子又は父母は、法に従い行為者に対し民事責任を負うよう請求する権利を有する。死者に配偶者及び子がなく、かつ、父母が既に死亡しているときは、その近親者は、法に従い行為者に対し民事責任を負うよう請求する権利を有する⁽³⁾。

第 995 条

人格権が侵害を受けたときは、被害者はこの法律及びその他の法律の規定に基づき、行為者に対し民事責任を負うよう請求する権利を有する。侵害の停止、妨害の排除、危険・影響の除去、名誉の回復及び謝罪についての被害者の請求権は、訴訟における時効の規定を適用しない。

第 996 条

当事者の一方による違約行為のために、相手の人格権に損害を与え、かつ、重大な精神的損害をもたらし、その違約責任の負担を被害者側が請求することを選択したときは、被害者側が精神的損害の賠償を請求することに影響を及ぼさない。

第 997 条

行為者が民事主体の人格権を侵害する違法行為を現に行っている、又は間もなく行おうとしており、直ちに制止しなければ、その合法的権利利益が補填しがたい損害を被るであろうことを証明する証拠を民事主体が有するときは、民事主体は、行為者に命じて関連行為を停止させる措置を採るように、法に従い人民法院に対して申請する権利を有する。

第 998 条

行為者が生命権、身体権及び健康権以外の人格権を侵害した民事責任を負うことの認定には、行為者及び被害者の職業、[行為の] 影響範囲、過失の程度並びに行為の目的、方法、結果等の要素を考量しなければならない。

第 999 条

公共の利益のために新聞報道、世論監督⁽⁴⁾等の行為を実施する場合、民事主体の氏名、名称、肖像、個人情報等を合理的に使用することができる。使用が合理的でなく、民事主体の人格権を侵害した場合は、法に従い民事責任を負わなければならない。

第 1000 条

行為者が人格権を侵害したために、影響の除去、名誉の回復、謝罪等の民事責任を負うときは、[民事責任は] 行為の具体的方法及びそれがもたらす影響の範囲に相当するものとしなければならない⁽⁵⁾。

(3) 「名誉権の案件の審理の若干の問題に関する最高人民法院の解答（1993年8月7日）」（中国語題名「最高人民法院關於審理名譽權案件若干問題的解答（一九九三年八月七日）」中国法院网 <<https://www.chinacourt.org/law/detail/1993/08/id/17846.shtml>>）第5では死者の名誉の、2001年の「民事的権利侵害による精神的損害賠償責任の確定の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」（中国語題名「最高人民法院關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋」中国法院网 <<https://www.chinacourt.org/law/detail/2001/02/id/39837.shtml>>）第3条では、死者の氏名・肖像・名誉・荣誉・プライバシー・遺体等の侵害に対し、その親族が提訴できるとしている。

(4) 人民がメディアを通じた意見表明により、国や社会に対し監督を行うことをいう。

(5) 同趣旨の条文が、「名誉権の案件の審理の若干の問題に関する最高人民法院の解答（1993年8月7日）」の第11、及び「情報ネットワークを利用して人身權益を侵害した民事紛争案件を審理して法を適用することの若干の問題に関する最高人民法院の規定」（中国語題名「最高人民法院關於審理利用信息網絡侵害人身權益民事糾紛案件適用法律若干問題的規定」2014.10.21. 最高人民法院 <<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-6777.html>>）第12条等に見られる。

行為者が前項に規定する民事責任を負うことを拒んだときは、人民法院は新聞雑誌、インターネット等媒体で公告を發表し、又は裁判文書の発効を公布する等の方法を採用して、執行することができ、生じた費用は、行為者が負担する。

第 1001 条

自然人の婚姻家庭関係等によって生じた身分権利の保護については、この法律の第一編、第五編及びその他法律の関連規定を適用するものとする。規定がない場合、その性質に基づき、この編の人格権保護の関連規定を参照し、適用することができる。

第 2 章 生命権、身体権及び健康権

第 1002 条

自然人は生命権を享有する。自然人の生命の安全及び生命の尊厳は、法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他者の生命権を侵害してはならない。

第 1003 条

自然人は身体権を享有する。自然人の身体の完全性及び行動の自由は、法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他者の身体権を侵害してはならない。

第 1004 条

自然人は健康権を享有する。自然人の心身の健康は、法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他者の健康権を侵害してはならない。

第 1005 条

自然人の生命権、身体権又は健康権が侵害を受けた場合、又はその他の危機的状況にある場合、法定の救助義務を負う組織又は個人⁽⁶⁾は、速やかに救助を実施しなければならない。

第 1006 条

完全な民事行為能力を持つ者は、そのヒト細胞、ヒト組織、ヒト器官又は遺体を無償で献納することを法に従い自ら決定する権利を有する。いかなる組織又は個人も、その献納を強要し、詐取し、又は利益で誘導してはならない。

完全な民事行為能力を持つ者が前項の規定に基づき献納に同意する場合は、書面の形式を取らなければならないが、遺言書に定めることもできる。

自然人が献納に同意しない意思を生前に示さなかった場合、当該自然人が死亡した後、その配偶者、成人した子又は父母は、献納することを共同で決定することができ、献納の決定は書面の形式を取らなければならない。

第 1007 条

いかなる形式でも、ヒト細胞、ヒト組織、ヒト器官又は遺体を売買してはならない。

前項の規定に違反する売買は無効とする。

第 1008 条

新薬若しくは医療機器を研究製造し、又は新しい予防及び治療方法を発展させるために、臨床試験を行う必要があるときは、法に従い関連主管部門の認可及び倫理委員会の審査・同

(6) 例えば人民武装警察法（中国語題名「中华人民共和国人民武装警察法」（2020年6月20日改正、同6月21日施行）中国人大網 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/2a45f544cfb49a39fb8d0824ec5e9c7.shtml>>））第 28 条では、公民の人身・財産の安全が侵害され、又はその他の危険に置かれたときは、速やかに救助する義務を定める。

意を経て、被験者又は被験者の監督保護者に試験の目的、用途及び発生し得るリスク等の詳細な状況を告知し、併せてその書面での同意を得なければならない。

臨床試験を行う場合は、被験者から試験費用を受け取ってはならない。

第 1009 条

ヒト遺伝子、ヒト胚等に関連する医学及び科学研究活動に従事するには、法律、行政法規及び国の関連規定を順守しなければならない、人体の健康を脅かしてはならず、倫理道徳に背いてはならず、公共の利益を損なってはならない。

第 1010 条

他者の意思に反して、言語、文字、画像、身体行為等の方法により、他者に対してセクシャルハラスメントを行ったときは、被害者は行為者に対し、法に従い民事責任を負うよう請求する権利を有する。

機関、企業、学校等の組織は、合理的な予防、苦情の受理、調査・処理等の措置を採り、職権、従属関係等を利用してセクシャルハラスメントが行われるのを防止し、制止しなければならない。

第 1011 条

不法な拘禁等の方法により他者の行動の自由を剥奪し、若しくは制限し、又は他者の身体を不法に捜査したときは、被害者は行為者に対し民事責任を負うよう法に従い請求する権利を有する。

第 3 章 氏名権及び名称権

第 1012 条

自然人は氏名権を享有し、自己の氏名を法に従い決定し、使用し、変更し、又は他者が使用することを許可する権利を享有するが、公序良俗に違反してはならない。

第 1013 条

法人又は非法人の組織は名称権を享有し、自己の名称を法に従い決定し、使用し、変更し、譲渡し、又は他者が使用することを許可する権利を有する。

第 1014 条

いかなる組織又は個人も、干渉、盗用、詐称等の方法により、他者の氏名権又は名称権を侵害してはならない。

第 1015 条

自然人は、父の姓又は母の姓によらなければならないが、次に掲げるいずれかに該当するときは、父の姓又は母の姓以外から姓を選択することができる。

- (1) 他の直系の尊属の姓を選択すること。
- (2) 法定の扶養者以外の者が扶養することを理由に、扶養者の姓を選択すること。
- (3) その他公序良俗に反しない正当な理由があること。

少数民族の自然人の姓は、その民族の文化的伝統及び風俗習慣によることができる⁽⁷⁾。

(7) 本条は、『中華人民共和國民法通則』第 99 条第 1 項及び『中華人民共和國婚姻法』第 22 条に関する全国人民代表大會常務委員會の解釈（中国語題名「全国人民代表大會常務委員會關於《中華人民共和國民法通則》第九十九條第一款、《中華人民共和國婚姻法》第二十二條的解釋」2014.11.1. 中國人大網 <<http://www.npc.gov.cn/>

第 1016 条

自然人が氏名を決定し、若しくは変更し、又は法人又は非法人組織が名称を決定し、変更し、又は譲渡するときは、法に従い関係機関に登録手続を行わなければならないが、法律に別に規定がある場合にはこの限りでない。

民事主体が氏名又は名称を変更したときは、変更する前に行った民事の法的行為は、その主体に対し法的拘束力を有する。

第 1017 条

一定の社会的知名度を有するペンネーム、芸名、ハンドルネーム、翻訳名、屋号、氏名及び名称の略称等が、[本人と同一人であると] 公衆から混同されるような方法で他者に使用された場合は、氏名権及び名称権の保護の関係規定を参照し、適用する。

第 4 章 肖像権

第 1018 条

自然人は肖像権を享有し、自己の肖像を法に従い制作し、使用し、公開し、又は他者が使用することを許可する権利を有する。

肖像とは、画像・映像、彫像・塑像、絵画等の方法を通じて一定の媒体上に反映された、特定の自然人を識別することのできる外部イメージである。

第 1019 条

いかなる組織又は個人も、醜悪化、汚損又は情報技術手段を利用した偽造⁽⁸⁾等の方法によって他者の肖像権を侵害してはならない。肖像権者の同意を得ることなく、肖像権者の肖像を制作し、使用し、又は公開してはならないが、法律に別に規定があるときはこの限りでない。

肖像権者の同意を得ることなく、肖像作品の権利者は発表、複製、発行、貸出、展示等の方法によって、肖像権者の肖像を使用し、又は公開してはならない。

第 1020 条

下記の行為を合理的に実施するときは、肖像権者の同意を要しない。

- (1) 個人の学習、芸術鑑賞、教室での授業又は科学研究のため、必要な範囲内で肖像権者が既に公開している肖像を使用すること。
- (2) 新聞報道を行うため、肖像権者の肖像を不可避免的に制作し、使用し、又は公開すること⁽⁹⁾。
- (3) 国の機関が、法に従い職責を履行するため、必要な範囲内で肖像権者の肖像を制作し、使用し、又は公開すること。
- (4) 特定の公共の環境を[視聴者等に] 見せるため、肖像権者の肖像を不可避免的に制作し、使用し、又は公開すること。

zgrdw/npc/cwhhy/12jcw/2014-11/02/content_1884647.htm) の内容を継承したものである。

(8) AI 技術によって映像中の人物の顔を変える等の「ディープフェイク」に対処するための条文と説明されている。「关于《中华人民共和国民法典(草案)》的说明」2020.5.22. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2020-05/22/c_1126021017.htm>

(9) 著作権法(中国語題名「中华人民共和国著作权法」(2010年2月26日改正、同4月1日施行) 中国法院网 <<https://www.chinacourt.org/law/detail/2010/02/id/140822.shtml>>) 第22条第3項において、著作権者の許諾を得る必要がない場合として、報道のため、新聞雑誌等の媒体において、すでに発表された作品を不可避免的に再現又は引用する場合を挙げているのと同じ趣旨であり、いわゆる写り込みの場合の権利制限を規定したものと考えられる。

- (5) 公共の利益又は肖像権者の合法的権利利益を保護するため、肖像権者の肖像を制作し、使用し、又は公開するその他行為。

第 1021 条

肖像の使用許可契約の中の肖像使用条項に関する理解について、当事者間で争いがあるときは、肖像権者に有利な解釈を行わなければならない。

第 1022 条

当事者間に肖像使用許可期限についての約定がなく、又は不明確であるときは、いかなる当事者も、肖像使用許可契約をいつでも解除することができるが、合理的な期限までに相手方に通知しなければならない。

当事者間に肖像使用許可期限につき明確な約定があって、肖像権者に正当な理由があるときは、肖像使用許可契約を解除することができるが、合理的な期限までに相手方に通知しなければならない。契約解除によって相手方に損害をもたらした場合、肖像権者に帰すことのできない事由によるものを除き、[肖像権者は] 損害を賠償しなければならない。

第 1023 条

氏名等の使用許可については、肖像の使用許可の関係規定を参照し、適用する。

自然人の肉声に対する保護については、肖像権保護の関係規定を参照し、適用する。

第 5 章 名誉権及び荣誉権

第 1024 条

民事主体は名誉権を享有する。いかなる組織又は個人も、侮辱、誹謗等の方法によって他者の名誉権を侵害してはならない。

名誉とは、民事主体の人品、声望、才能、信用等に対する社会的評価である。

第 1025 条

行為者が公共の利益のために新聞報道、世論監督等の行為を行い、他者の名誉に影響を及ぼした場合は、民事責任を負わないが、次の状況のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 事実をねつ造し、歪曲した場合
- (2) 他者が提供した、著しく事実と相違する内容に対し、合理的な事実確認の義務を尽くさなかった場合
- (3) 侮蔑的な言辞等を用いて他者の名誉を毀損した場合

第 1026 条

行為者が前条第 2 項に規定する合理的な事実確認の義務を尽くしたか否かを認定するには、次の要素を考量しなければならない。

- (1) 内容の情報源の信頼度
- (2) 明らかに紛争をじゃっ起すおそれのある内容に対し必要な調査を行ったか否か
- (3) 内容の時限性
- (4) 内容と公序良俗との関連性
- (5) 被害者の名誉が毀損を受ける可能性
- (6) 事実確認の能力及び費用

第 1027 条

行為者が発表した文学・芸術作品が実在の人物若しくは事情又は特定の個人を描写対象としたものであって、侮辱又は誹謗の内容を含み、他者の名誉権を侵害する場合は、被害者は法に従い当該行為者に民事責任を負うよう請求する権利を有する。

行為者が発表した文学・芸術作品が特定の個人を描写対象とはしておらず、単にその中の経緯が当該特定の個人の状況と類似する場合は、民事責任を負わない⁽¹⁰⁾。

第 1028 条

民事主体は、新聞雑誌、インターネット等の媒体の報道内容が事実でなく、その名誉権が侵害されたことを証明する証拠を有するときは、速やかに訂正又は削除等の必要な措置を採るよう当該媒体に請求する権利を有する。

第 1029 条

民事主体は、法に従い自らの信用評価を調べることができる。信用評価が不当であることを発見したときは、異議を申し立て、かつ、訂正、削除等の必要な措置を採るよう請求する権利を有する。信用評価者は、速やかに検証しなければならず、検証の結果、事実であるときは、速やかに必要な措置を採らなければならない。

第 1030 条

民事主体と信用調査機関等の信用情報処理者との間の関係には、この編の個人情報保護に関する規定並びにその他の法律及び行政法規の関連規定を適用する。

第 1031 条

民事主体は、栄誉権を享有する。いかなる組織又は個人も、他者の栄誉称号を不法に剥奪してはならず、他者の栄誉をおとしめ、又は毀損してはならない。

獲得した栄誉称号が[功績勲章記録等に]記載されるべきであるのに記載されないときは、民事主体は記載するよう請求することができる。獲得した栄誉称号の記載が誤っているときは、民事主体は訂正するよう請求することができる。

第 6 章 プライバシー権及び個人情報保護

第 1032 条

自然人はプライバシー権を享有する。いかなる組織又は個人も、ストーキング、侵入、漏えい、公開等の方法によって他者のプライバシー権を侵害してはならない。

プライバシーとは、自然人の私生活の安寧及び他者に知られたくないプライベートな空間、活動及び情報のことである。

第 1033 条

法律で別に規定し、又は権利者が明確に同意する場合を除き、いかなる組織又は個人も次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 電話、ショートメール、インスタントメッセージ、電子メール、チラシ等の方法により他者の私生活の安寧を乱すこと⁽¹¹⁾。

(10) 「名誉権の案件の審理の若干の問題に関する最高人民法院の解答（1993年8月7日）」第9にも同様の規定がある。

(11) ネットワーク情報保護強化に関する全国人民代表大会常務委員会の決定（中国語題名「全国人民代表大会常

- (2) 他者の住居、ホテルの部屋等のプライベートな空間に入り、これを撮影し、又はのぞき見ること。
- (3) 他者のプライベートな活動を撮影し、のぞき見、盗聴し、又は公開すること。
- (4) 他者の身体のプライベートな部位を撮影し、又はのぞき見ること。
- (5) 他者のプライベートな情報を処理すること。
- (6) その他の方法によって他者のプライバシー権を侵害すること。

第 1034 条

自然人の個人情報、法律の保護を受ける。

個人情報は、電子又はその他の方法で記録された、単独又はその他の情報と結びついて特定自然人を識別することができる各種の情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、生体識別情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、位置情報等を含む。

個人情報のうちプライベートな情報には、プライバシー権に関する規定を適用する。規定がない場合は、個人情報保護に関する規定を適用する。

第 1035 条

個人情報を処理するときは、合法・正当・必要の原則⁽¹²⁾を順守しなければならない、過剰な処理をしてはならず、かつ、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該自然人又はその監督保護者の同意を得ていること、ただし、法律又は行政法規に別に規定がある場合はこの限りでない。
- (2) 情報処理の規則を公開すること。
- (3) 情報処理の目的、方法及び範囲を明示すること。
- (4) 法律及び行政法規の規定並びに〔当事者〕双方の約定に違反しないこと。

個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開等を含む。

第 1036 条

個人情報の処理であって、次に掲げる状況のうちのいずれかに当たるときは、行為者は民事責任を負わない。

- (1) 当該自然人又はその監督保護者が同意する範囲内で合理的に実施される行為。
- (2) 当該自然人が自ら公開し、又はその他の既に合法的に公開された情報を合理的に処理する場合、ただし、当該自然人が明確に拒絶し、又は当該情報の処理がその重大な利益を侵害する場合はこの限りでない。
- (3) 公共の利益又は当該自然人の合法的権利利益を保護するため、合理的に実施されるその他の行為⁽¹³⁾。

務委員会关于加强网络信息保护的決定」2012.12.29. 中国人大網 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c12489/201212/788288d3f0c24881bad60e84b9e1a712.shtml>> 第 7 において、受け取る側の同意なく商業的電子情報を送り付けることが明確に禁止され、消費者權益保護法（2013 年改正）（中国語題名「中華人民共和國消費者權益保護法」2013.10.26 中国人大網 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c12488/201310/79e83264f1b54635b7204ad0ff061928.shtml>>）第 29 条第 3 項にも同様の規定がある。

(12) 中国語は「合法、正当、必要原則」。消費者權益保護法（2013 年改正）やネットワーク安全法（中国語題名「中華人民共和國网络安全法」2016.11.7. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2016-11/07/c_1119867015.htm>）第 41 条等にも同様の記述がある。

(13) 「情報ネットワークを利用して人身的權益を侵害した民事紛争案件を審理して法を適用することの若干の問題に関する最高人民法院の規定」の第 12 条に同趣旨の規定がある。

第 1037 条

自然人は、その個人情報に法に従い情報処理者から調べ、又は複製することができる。情報に誤りがあることを発見したときは、異議を申し立て、かつ、変更・訂正等の必要な措置を速やかに採るよう請求する権利を有する。

自然人は、情報処理者が法律若しくは行政法規の規定又は〔当事者〕双方の約定に違反し、その個人情報を処理したことを発見したときは、情報処理者に速やかに削除するよう請求する権利を有する。

第 1038 条

情報処理者は、収集し、保存した個人情報を漏えいし、又は改ざんしてはならない。自然人の同意を得ることなく、その個人情報を他者に不法に提供してはならないが、加工により特定個人を識別する方法がなく、かつ、復元できないものはこの限りでない。

情報処理者は、技術的措置及びその他必要な措置を採り、その収集し、保存した個人情報の安全を確保し、情報の漏えい、改ざん及び紛失を防止しなければならない。個人情報の漏えい、改ざん若しくは紛失が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに救済措置を採り、規定に基づき自然人に告知し、かつ、関係主管部門に報告しなければならない⁽¹⁴⁾。

第 1039 条

国の機関、行政機能を担う法定機構及びその作業人員は、職責遂行の過程で知り得た自然人のプライバシー及び個人情報について、秘密を保持しなければならない、漏えいし、又は他者に不法に提供してはならない。

(ゆの もとお)

(14) ネットワーク安全法第 42 条第 2 項にも同様の規定がある。